

いわて半導体関連産業集積促進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、いわて半導体関連産業集積促進協議会（英文名 **Iwate Semiconductor and Electronics Industries Promotion Conference**。略称「**I-SEP**」）と称する。

(目的)

第2条 本会は、岩手県の半導体関連企業等、産業界、教育機関、支援機関等が一体となって、半導体関連産業に係る交流や連携の場を創出するとともに、地場企業の技術力向上や専門人材育成等の取組みを通じて、関連取引の拡大や関連企業の立地等を促すことにより、もって本県における半導体関連産業の集積を促進することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 岩手県における半導体関連産学官の連携・交流の促進に資する事業
- (2) 岩手県における半導体関連産業の集積促進に資する事業
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、次の者により構成する。

- (1) 半導体関連産業（半導体、フラットパネルディスプレイ及び電子機器・部品等の産業）に関わる企業
- (2) 半導体関連産業に関心を持つ企業
- (3) 第2条の目的に賛同する法人、業界団体、行政機関等

(入会及び退会)

第5条 本会への入退会を希望する者は、会長の承認を得て入退会することができる。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 15名以内

2 会長、副会長及び幹事は、会員の中から総会において選任する。

3 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けた時は、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

5 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

7 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(総会)

第7条 総会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長を務める。

2 総会は、本会の事業及び運営に関する基本的事項について審議、決定する。

3 総会の議決は、出席総数の過半数の賛成により行う。なお、賛否同数の場合は、議長が決するものとする。

(幹事会)

第8条 本会に幹事会を置く。

2 幹事会は、役員で構成する。

3 幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

4 幹事会は、本会の事業及び運営に関する事項、その他会長が必要と認める事項について審議、処理する。

(企画会議)

第9条 幹事会に企画会議を置く。

2 企画会議は、第3条に定める事業の企画及び執行に関する事項について処理する。

(部会)

第10条 本会の円滑な事業推進のため、必要に応じて特定の事業や分野ごとに部会を置くことができる。

2 部会の設置及び運営に関して必要な事項は、幹事会の議を経て、会長が別に定める。

(顧問等)

第11条 本会の事業等に関して助言を得るため、顧問等を置くことができる。

2 前項に掲げる職については、必要に応じて会長が委嘱する。

(事業年度)

第12条 本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会費)

第13条 本会の会費は無料とする。但し、一部事業の実施に伴い、参加負担金等を徴収することができる。

(事務局)

第14条 本会の会務を処理するため、岩手県商工労働観光部に事務局を置く。

(その他)

第15条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 本規約は、平成20年3月28日から施行する。

2 本会の設立当初の事業年度は、第12条の規定にかかわらず、設立の日から平成21年3月31日までとする。